

仕様書

1 業務名

WE S T19 庁舎環境衛生管理業務

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 対象施設の概要

(1) 対象施設

WE S T19 庁舎

(2) 所在地

札幌市中央区大通西19丁目

(3) 竣工年月日

平成16年5月6日

(4) 規模

地上5階地下1階

(5) 建物床面積

8,199.12 m²

(6) 施設管理者

札幌市保健福祉局保健所長

4 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく法定業務を実施する。なお、実施回数等は下表のとおりとする。

項目	回数	数量	備考
1 空気環境測定	2ヵ月以内ごとに1回	16ヵ所	
2 受水槽清掃	1年以内ごとに1回	21t	
3 汚水槽清掃	6ヶ月以内ごとに1回	21t	
4 排水管清掃	6ヶ月以内ごとに1回	1,521m	
5 雜排水槽清掃	6ヶ月以内ごとに1回	21t	
6 雜用水槽清掃	1年以内ごとに1回	33.62t	
7 貯湯槽清掃	1年以内ごとに1回	3,000L	1,500L×2
8 簡易専用水道検査（書類検査し、3月に報告）	1年以内ごとに1回	1式	
9 ねずみ・昆虫等防除	6ヶ月以内ごとに1回	8,199m ²	
10 飲料水水質検査（飲料用2系統・給湯用			

1 系統) ①省略不可項目（11項目）※1 ②全項目（16項目）※2 ③消毒副生成物（12項目）※3 (①は12月、②は6月に実施すること。 ③は6～9月に実施すること。)	年1回 年1回 年1回	3検体 3検体 3検体	
11 煙測定（冷温水発生機） (硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん) 暖房時期1回・冷房時期1回	年2回	4基	
12 報告等（特定建築物維持管理報告書を作成し、期限内に保健所環境衛生課へ提出すること。）	1年以内ごとに1回		

※1 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、濁度、有機物等（全有機炭素（T O C）の量）、p H値、味、臭気、色度

※2 ※1の項目に加え、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物

※3 シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸

5 業務の実施計画等

- (1) 年間実施計画書を事前に委託者（発注担当あて）に提出すること。
- (2) 上記4に掲げる業務を実施するにあたり、事前に委託者に通知し、施設入居者の業務に支障を来さないよう調整するとともに、実施後はその結果について速やかに報告すること。
- (3) 業務は、建築物衛生法等の関連法令に基づいて行い、業務開始時に建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任すること。
- (4) 上記(3)の管理技術者の選任に伴い、別途、委託者の指示する日までに免状の写し等の必要な書類を提出すること。
- (5) 選任しようとする管理技術者が同時に2つ以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときには、事前に委託者に申し出たうえで、業務の遂行に支障がないことを確認するための書類を提出し、委託者の承諾を得なければならない。また、選任時のみならず、現に選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、同様とする。

なお、委託者が業務の遂行に支障がないと確認できない場合は、兼任することができない。

6 業務報告書の提出

受託者は、業務終了後、速やかに業務報告書を提出すること。

7 守秘義務

受託者は、履行期間中のみならず、履行期間満了後であっても、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

業務従事者も同様であり、受託者は、業務従事者に対する指導・監督等の必要な措置を講じなければならず、業務従事者が秘密を他人に漏らした場合の責任を負う。

8 安全の確保

(1) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負う。

なお、事故が発生した場合には、直ちに委託者に報告する。

(2) 業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、または破損個所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとる。

9 服装及び名札

業務従事者は、常に清潔な制服（作業服）を着用し、胸部に名札をつけなければならぬ。

10 環境負荷軽減に関する事項

受託者は、本業務の履行において、環境負荷の低減に努めること。また、作業の必要上、電気・水道等を使用する必要がある場合は、極力節約に努めること。

11 その他

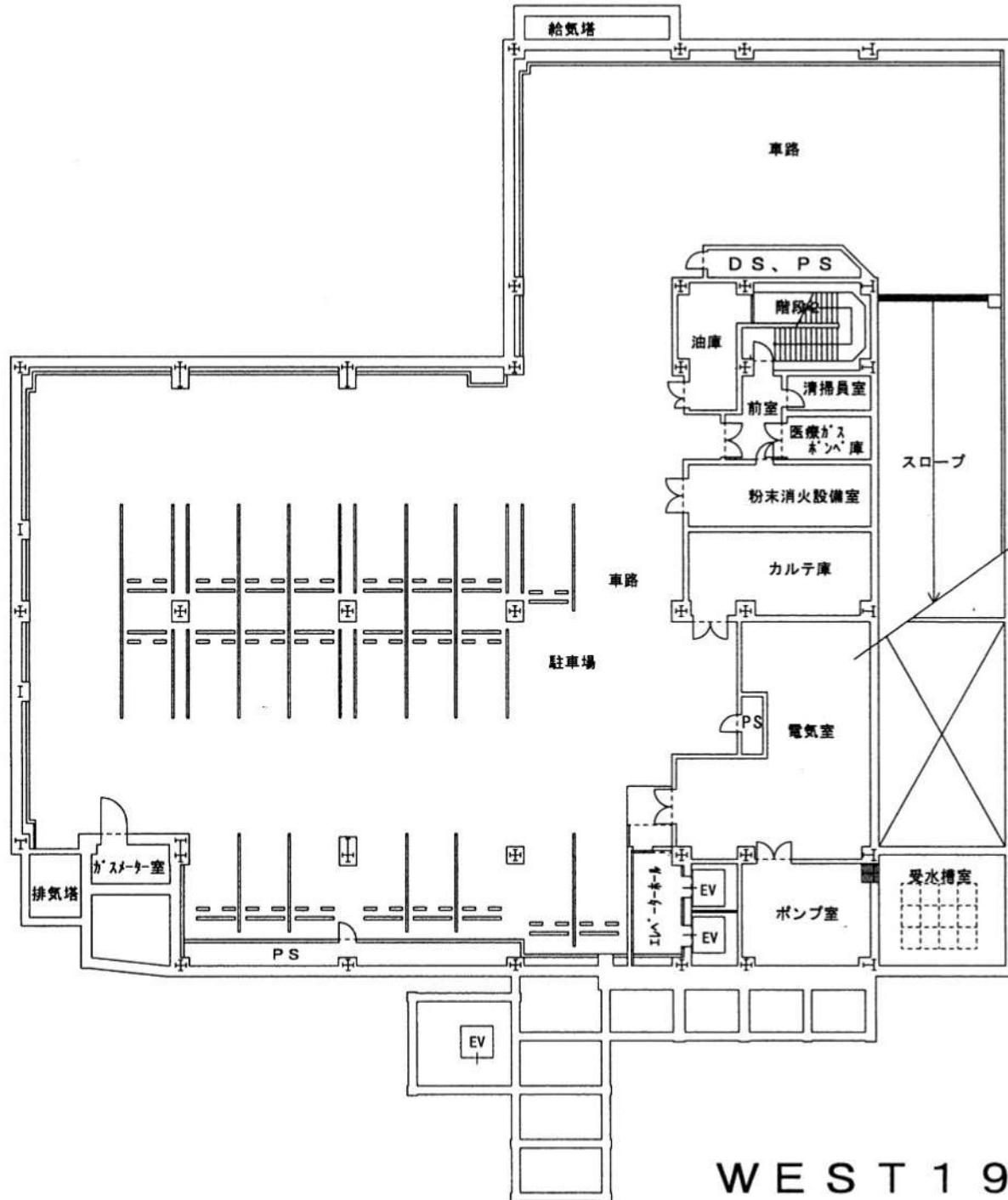
(1) 簡易専用水道の検査に係る費用は、受託者が負担すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めることとする。

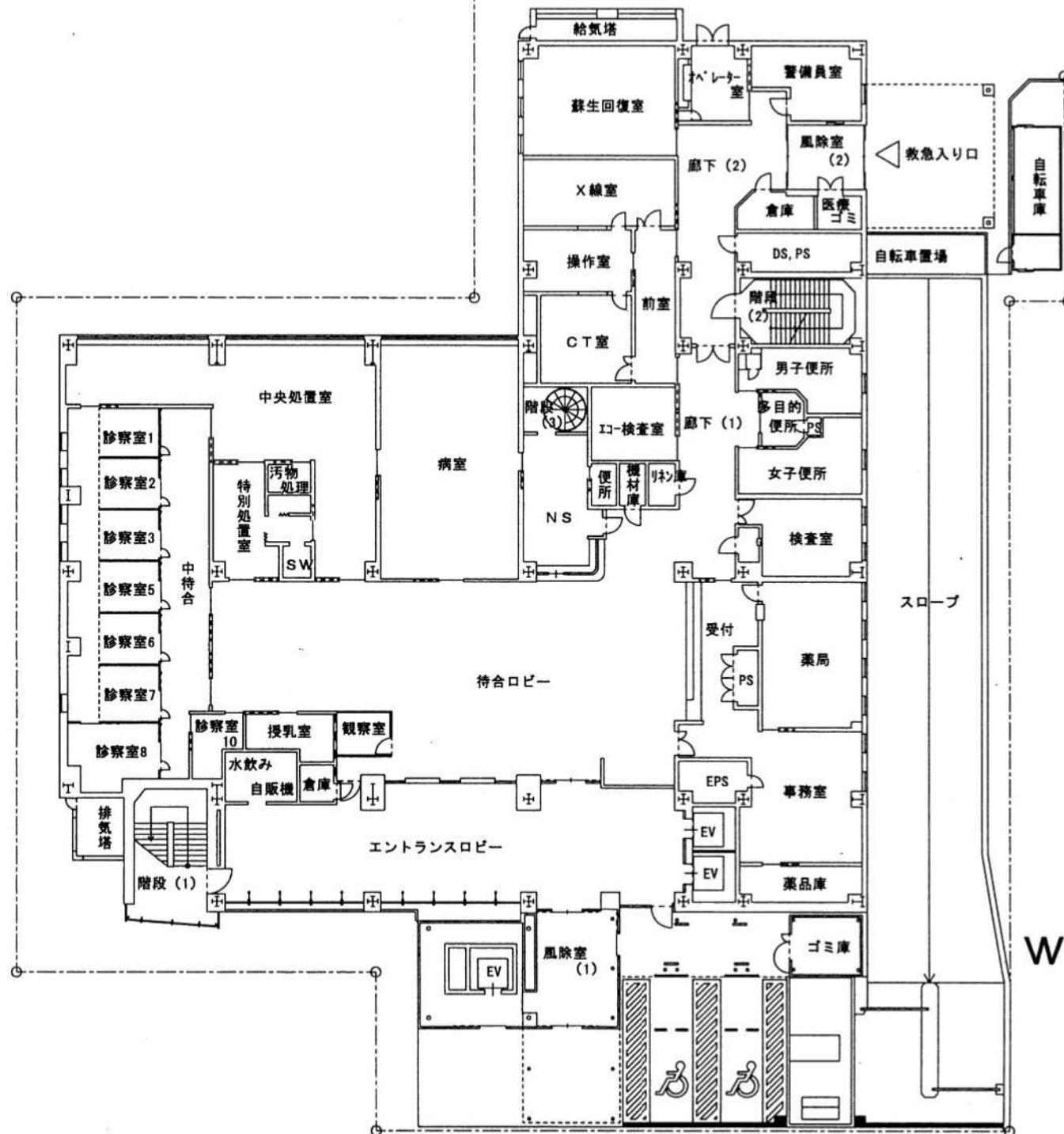
12 発注担当

保健福祉局保健所健康企画課事務係 (011-622-5151)

中央区大通西 19 丁目 保健所 3 階

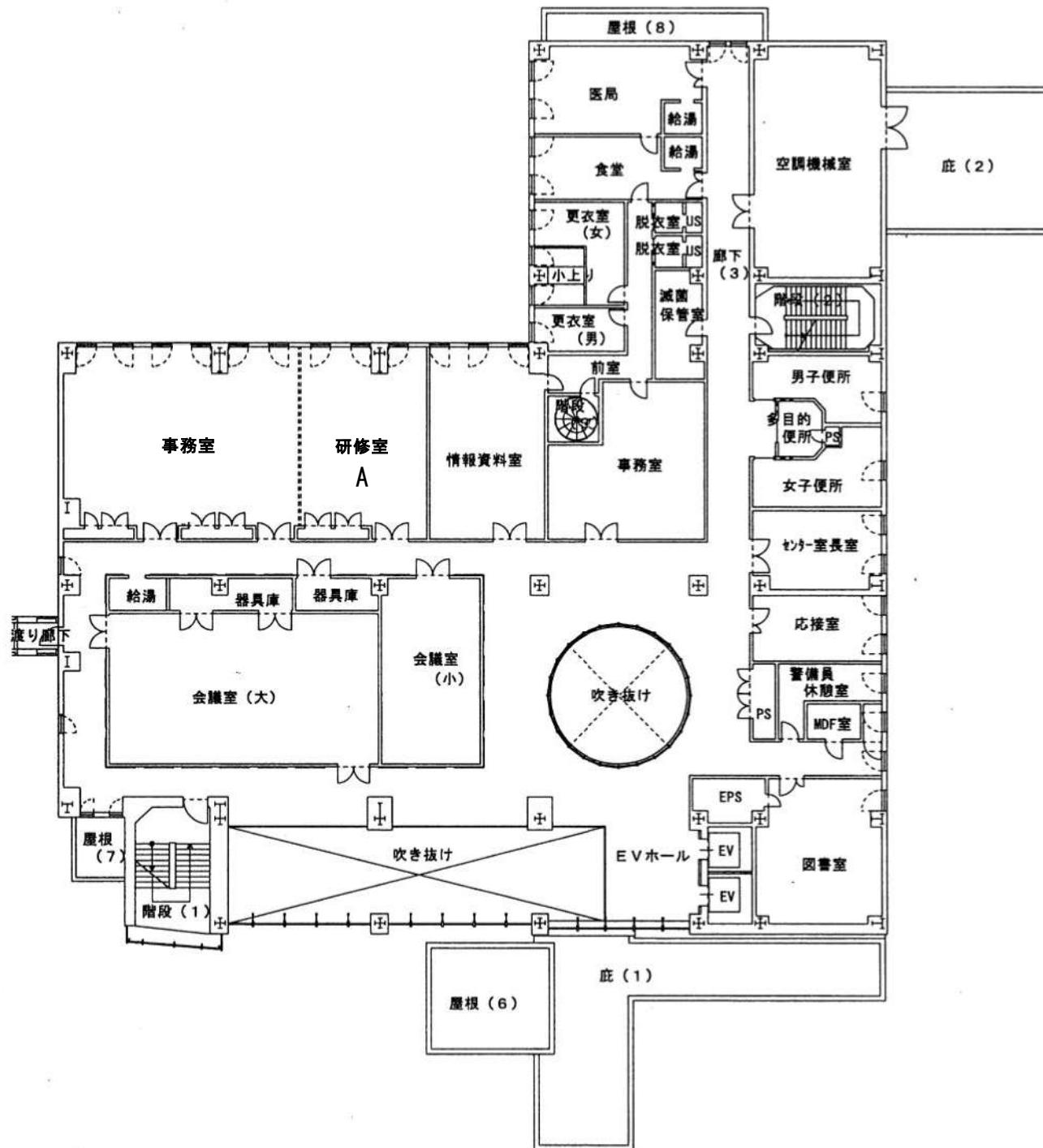


W E S T 1 9 地下1階平面図

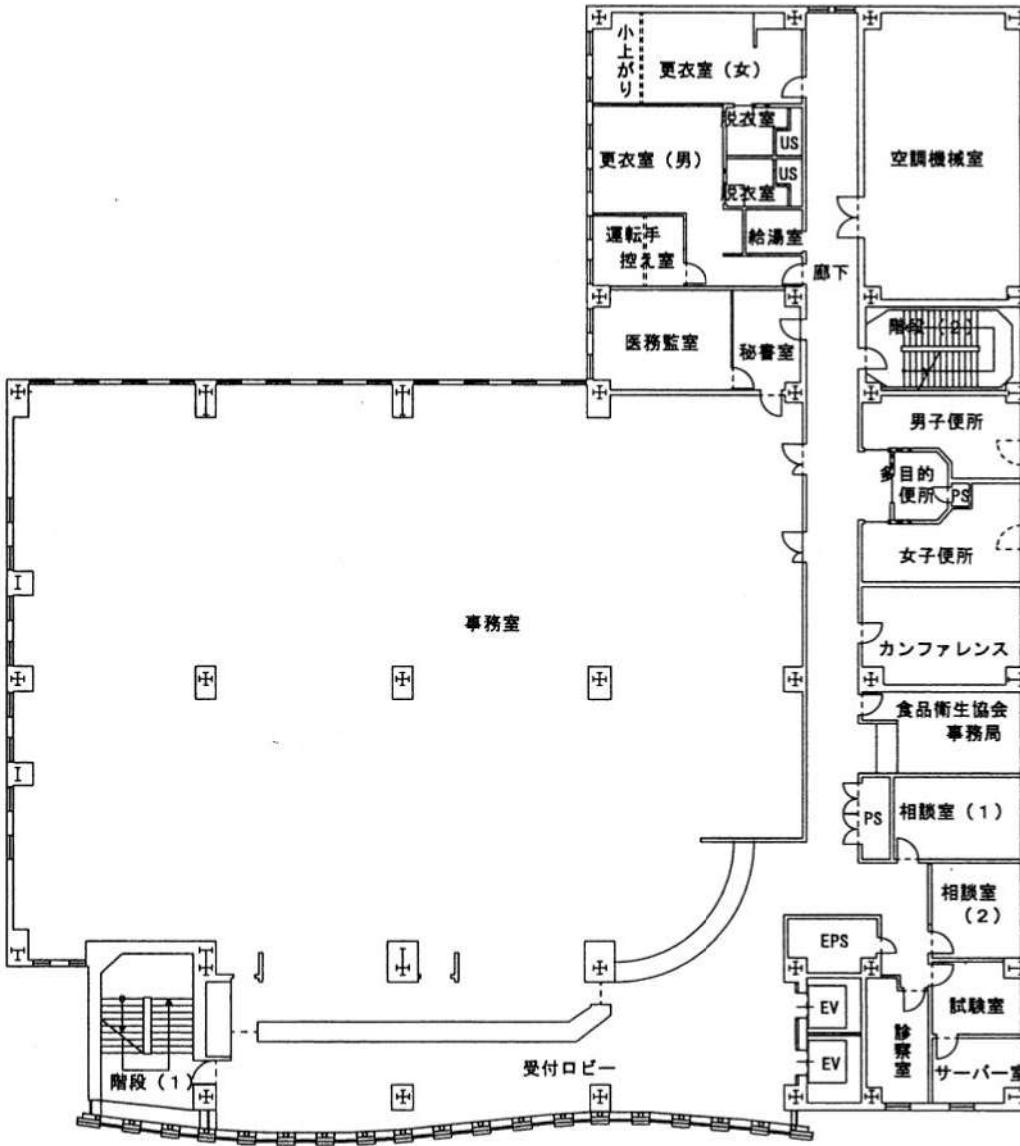


W E S T 1 9

1階平面図

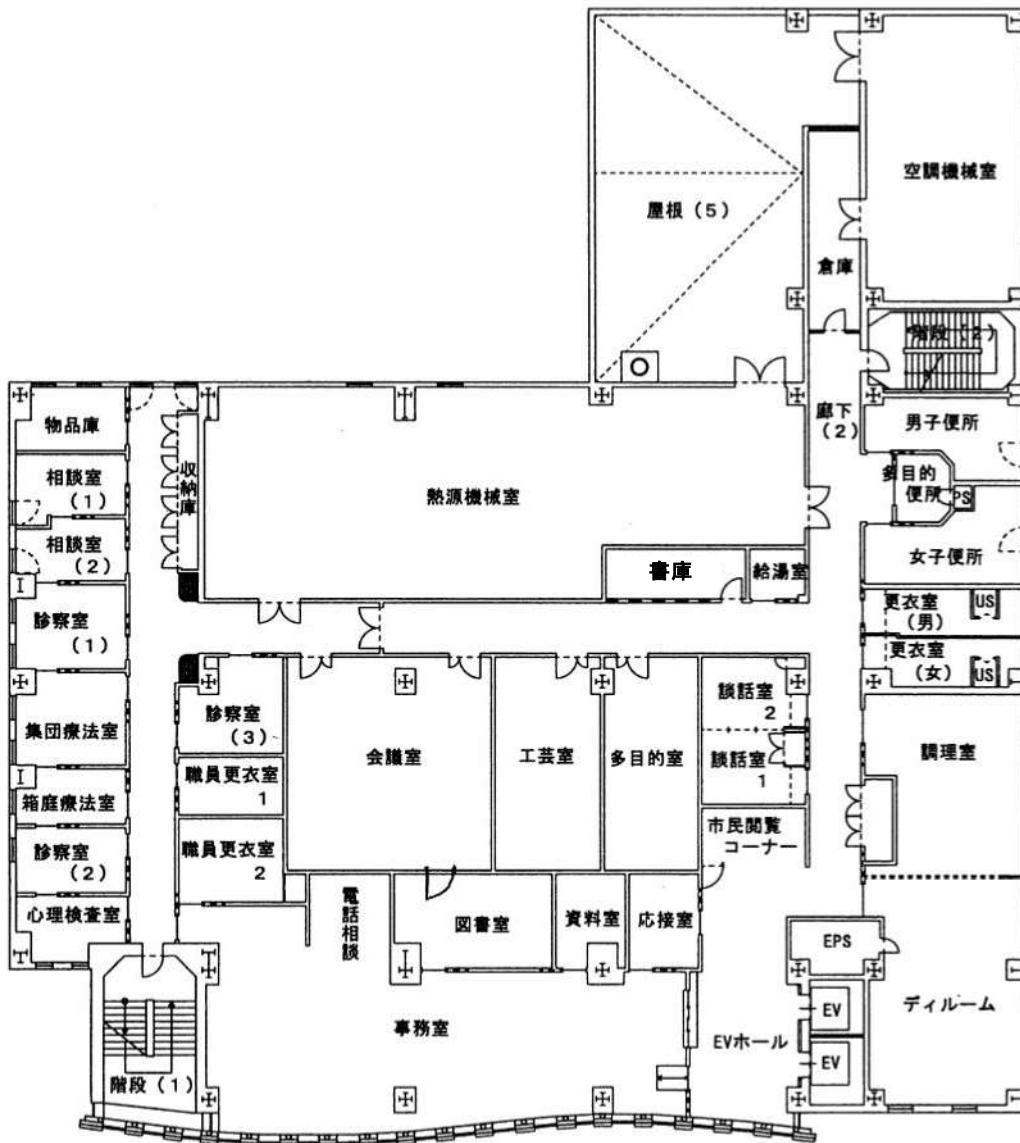


W E S T 1 9
2 階平面図



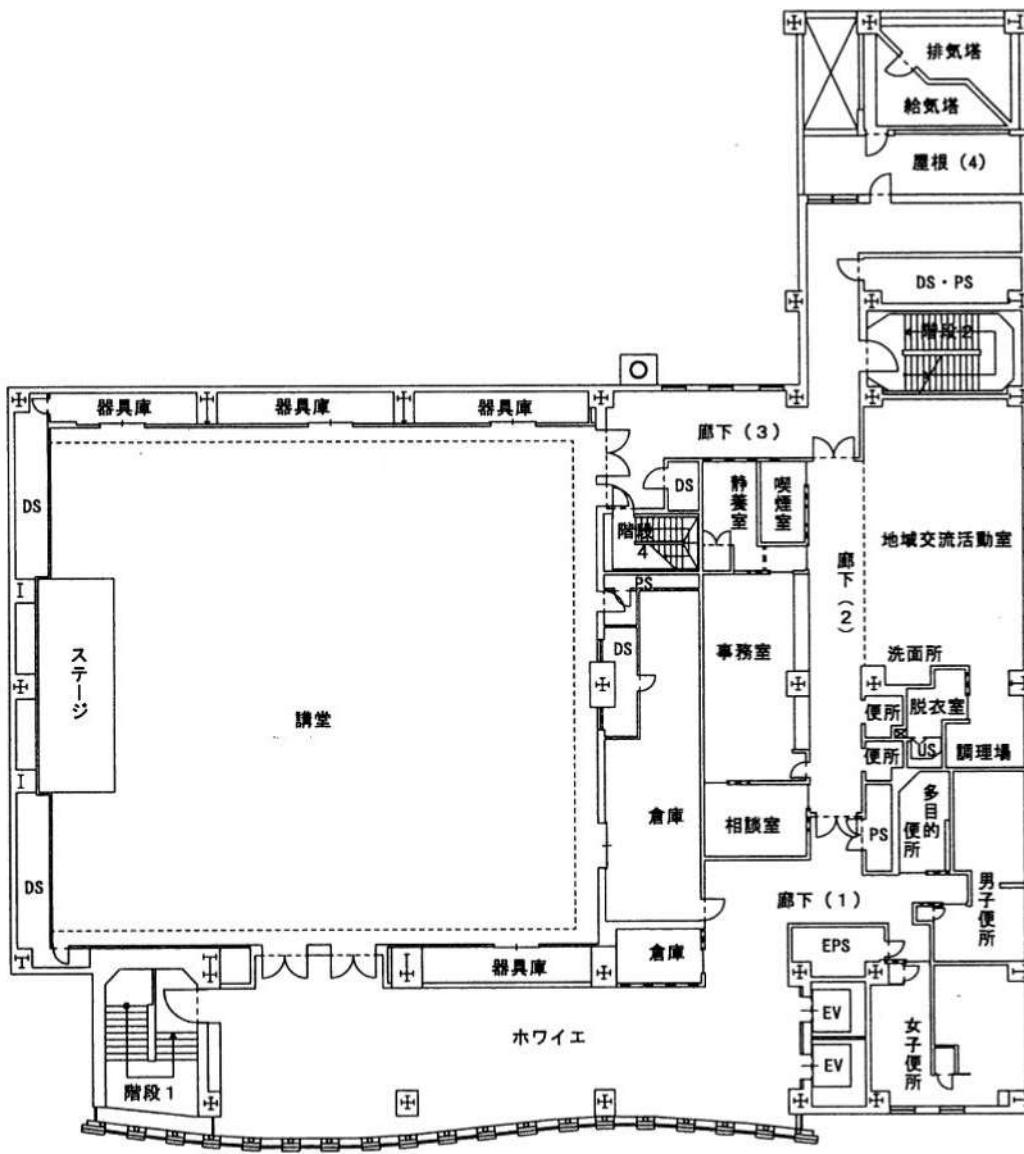
W E S T 1 9

3階平面図



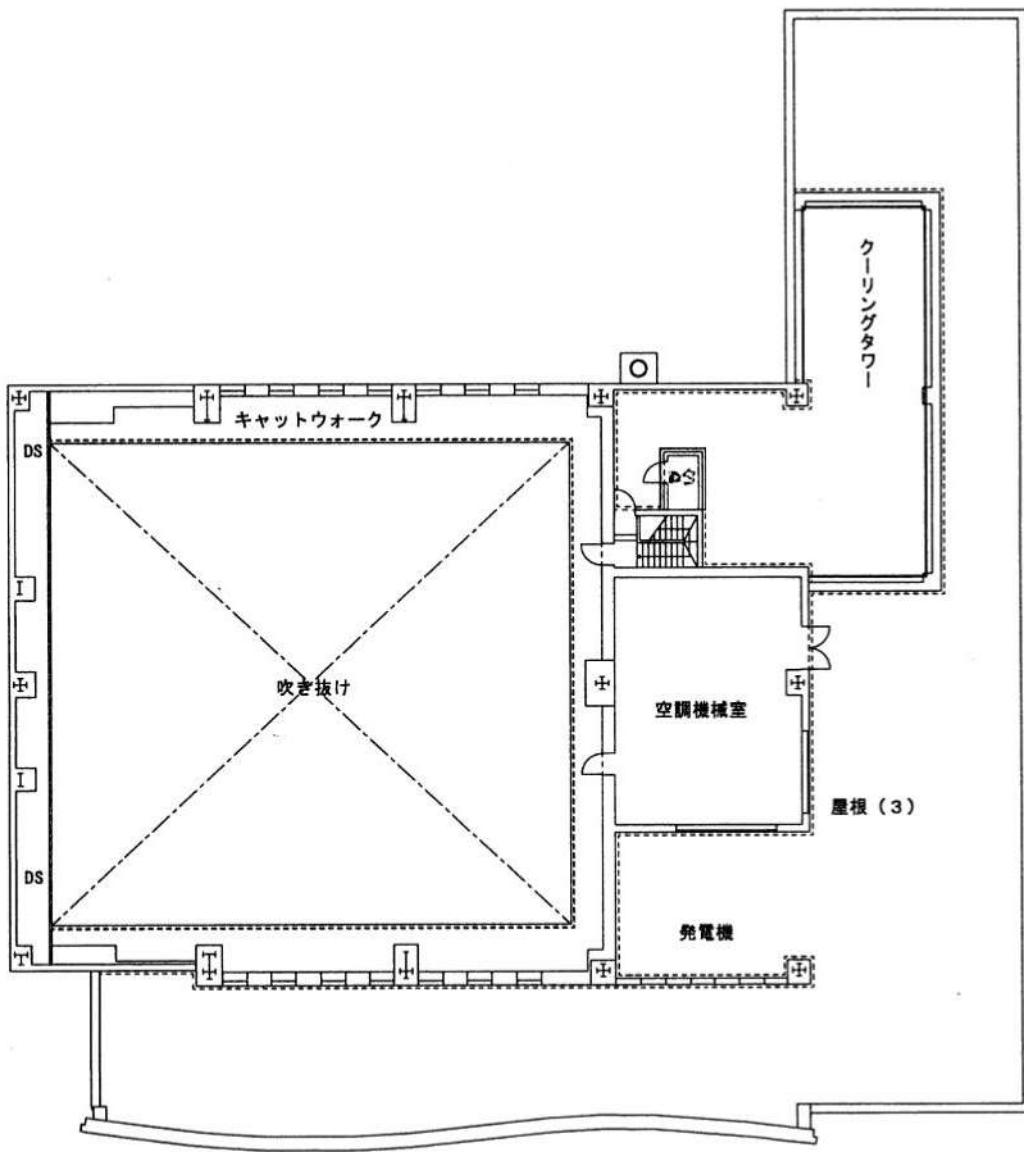
W E S T 1 9

4 階平面図



W E S T 1 9

5階平面図



W E S T 1 9

塔屋平面図